

十和田市安全・安心見守り活動に関する協定書

十和田市（以下「甲」という。）、十和田警察署（以下「乙」という。）及び〔会社・団体〕（以下「丙」という。）は、安全・安心な地域社会の構築を目的とした連携、協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に緊密に連携し、「まちの見守り体制」を充実、強化することにより、「安全・安心なまち」の実現を図ることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定の運用は、甲、乙及び丙の相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

（連携協力の内容）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について業務に支障がない範囲で、互いに連携・協力するものとする。

- (1) 犯罪や交通事故の発生抑止に関すること。
- (2) 犯罪や交通事故の事案解決に係る情報収集及び何らかの異常等の情報提供に関すること。
- (3) 犯罪や交通事故が発生し、乙から情報提供の依頼があった場合は、甲及び丙はドライブレコーダー映像等の提供に協力すること。
- (4) 行方不明者等の早期発見に係る情報提供に関すること。
- (5) その他、防犯見守り活動による公共の治安維持に関すること。

（連絡調整等）

第4条 甲、乙及び丙は、「安全・安心なまち」の実現のため、総合的な連絡調整を図るものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（法令の遵守）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める個人情報保護の義務を負うものとする。

3 乙によるドライブレコーダー映像等の提供に係る捜査協力依頼の手続については、法令に基づくものとし、本協定の運用に際し、知り得た個人情報等をみだりに漏えいしてはならない。

4 映像記録は、十和田市個人情報保護条例（平成17年十和田市条例第12号）及びその他の法令等を遵守の上、取り扱うものとする。

（免責）

第7条 乙は、第3条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第8条 甲、乙及び丙は、第3条に定める連携協力等の検討及び実施により知り得た相手方の業務上、営業上の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（連絡責任者等）

第9条 この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲、乙及び丙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、毎年相手方に対して、4月1日現在の状況を報告するものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに相手方に対し報告するものとする。

（広報）

第10条 本協定を広く周知するための広報については、甲が中心になって行うものとする。

（協定期間）

第11条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了30日前までに甲、乙又は丙からの文書による協定解除の申出がない場合には、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は延長するものとし、その後も同様とする。

（補則）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が相互に協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 十和田市西十二番町6-1

十和田市長

乙 十和田市西六番町1-4-1

十和田警察署長

丙 〔会社・団体〕

〔役職〕